《白河市委託・物価高騰対策生活支援事業》
しらかわ生活応援商品券事業　参加店舗募集要項

※申込期限：令和８年２月10日(火)まで【期日厳守】

１　「商品券」の発行について

食料品価格等の物価高騰に直面する市民生活を支援するため、物価高騰対策生活支援商品券事業として以下のとおり商品券を全市民に配付する。

２　「しらかわ生活応援商品券事業」について

(1)名　称	しらかわ生活応援商品券事業
(2)発行者	白河市、白河商工会議所、表郷商工会、大信商工会、ひがし商工会
(3)取扱対象者	次の①または②に該当する事業者 ①**白河市内に本社または本店がある事業者** ②白河市内に店舗を有し**食料品を取り扱う小売事業者** （スーパー、ドラッグストアなど） ※ガソリンスタンドについては、上記要件を緩和し、市内に店舗があり商品券の取扱いが可能な事業者の参加を認める。
(4)商品券 額面・配付数	白河市民１人あたり 1,000 円分×8 枚（8,000 円分） ※R7.12.1 現在　住基人口：56,372 人 発行総額　約４億５千万円
(5)利用期間	令和８年３月中旬～令和８年７月 31 日（金）
(6)取扱方法	(基本ルール) ●　商品券は**１枚 1,000 円として取り扱う** ●　**釣銭は一切出さない** ●　額面未満の利用の場合、**差額は返金しない** ●　額面以上の場合、**差額は現金・他決済で受領する** ●　有効期限を越えた場合は、**取り扱わない** ●　商品券と**現金の交換は禁止** 【例】 ➢　1,000 円以上の場合 1,000 円・・・・・・商品券１枚 1,200 円・・・・・・商品券１枚＋現金等 200 円 2,500 円・・・・・・商品券２枚＋現金等 500 円 ➢　1,000 円未満の場合 850 円・・・・・・・商品券１枚(差額 150 円は返さない) (運用ルール) 〇　商品券は**現金同様に受領** 〇　券面の**破損・偽造・模造確認** 〇　受領後は、**換金申請まで責任をもって保管** 〇　換金時は**枚数×1,000 円で精算** 〇　釣銭要求があった場合は**丁寧にお断り**
(7)参加費	無料（換金手数料等参加店の負担なし）
(8)換金方法	**換金は、換金指定日(振込日)に指定口座に振込・入金**します。 ■　換金申請書と使用済商品券を**換金指定日の３営業日前**までに選択した換金窓口に持参し、計数後、「預り証」を受領する ■　換金指定日に入金があることを確認する

(9)換金申請手続き・換金指定日(振込日)

回数	換金申請 **※換金日の3営業日前まで**	換金日(振込日) **※原則5のつく日**
第1回	3月19日(木)まで	3月25日(水)
第2回	4月1日(水)まで	4月6日(月)
第3回	4月10日(金)まで	4月15日(水)
第4回	4月22日(水)まで	4月27日(月)
第5回	4月28日(火)まで	5月7日(木)
第6回	5月12日(火)まで	5月15日(金)
第7回	5月20日(水)まで	5月25日(月)
第8回	6月2日(火)まで	6月5日(金)
第9回	6月10日(水)まで	6月15日(月)
第10回	6月22日(月)まで	6月25日(木)
第11回	7月1日(水)まで	7月6日(月)
第12回	7月10日(金)まで	7月15日(水)
第13回	7月22日(水)まで	7月27日(月)
第14回	7月31日(金)まで	8月5日(水)
第15回	8月12日(水)まで	8月17日(月)
第16回	8月20日(木)まで	8月25日(火)

※ **換金申請の受付時間は、午前10時から午後5時まで**。選択した換金窓口をご利用ください。

※ 使用済商品券の裏面に店舗名の記入と押印(社判等可)して持参してください。(記名押印が無いものは換金不可)

※ 計数の都合上、券をステイプラー(ホッチキス)で止めない、そして折り曲げないでください。

※ **最終換金申請日は令和8年8月20日(木)まで**です。**【最終換金日：8月25日(火)】**それ以降は換金に応じることができませんのでご注意ください。

3　商品券の取扱い注意事項

(1)取扱店において、独自に利用券の使用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるようチラシ等によりその旨明示してください。

(2)商品券の盗難・紛失・滅失または偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

(3)商品券を利用できない商品は次のとおり(①～⑨)としますので、取扱いしないでください。

① 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料などの不動産に係る支払い及び金融商品

② たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこ

③ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード及び切手など換金性の高いもの

④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

⑤ 国税、地方税、その他官公庁に支払う公租公課

⑥ 電気、ガス、水道などの公共料金

⑦ 特定の宗教､政治団体に関わるもの及び公序良俗に反するもの

⑧ 商品券の交換又は売買

⑨ その他､加盟店が使用できないと指定した物品等
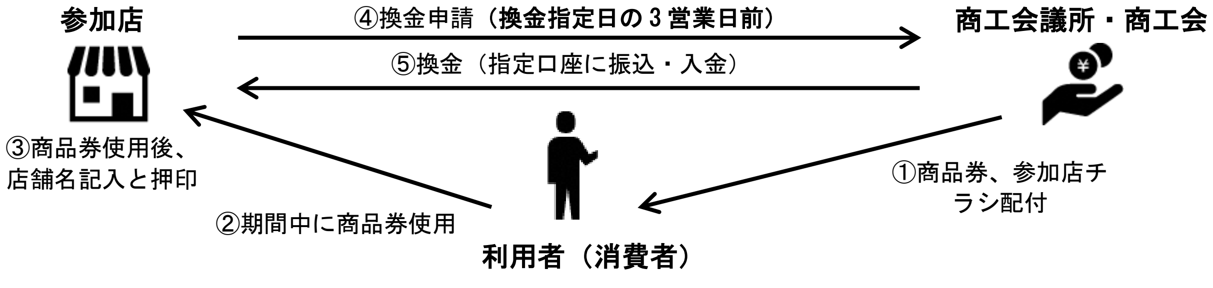
4　商品券事業（利用～換金）の流れ